

（別添３）二次補正用（介護）

契約書例

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）の実施について」（令和２年６月１９日老発 0619 第１号厚生労働省老健局長通知）の別紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）実施要綱」（以下、「実施要綱」という。）３（１）①及び（３）①②の事業（以下「支援金」という。）並びに（２）の事業（以下「慰労金」という。）の申請受付及び支払に関連した事務に関し、●●県（以下「甲」という。）と●●県国民健康保険団体連合会（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

第１条 甲は支援金及び慰労金の申請受付及び支払に関連した事務を乙に委託し、乙は、これを受託する。

２ 前項に定める事務は、実施要綱３（１）①、（２）及び（３）による支援金及び慰労金の申請受付及び支払とし、甲が介護サービス事業所に直接行う支払、交付額の決定に係る審査及び支払後の精算その他の債権管理及び回収に係る事務については、含まれないものとする。

（迅速かつ適正な事務処理）

第２条 乙は、甲から前条の規定による事務の委託を受けたときは、迅速かつ適正に支援金及び慰労金の申請受付及び支払に関連した事務を行うものとする。

（委託料及び支払方法）

第３条 支援金及び慰労金の申請受付及び支払に関連した事務の委託料は、金●●円（うち消費税及び地方消費税額●●円）の範囲内でこの委託業務の実施に要した経費（人件費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、雑役務費、委託費、一般管理費、消費税及び地方消費税）の合計額とする。

２ 乙は、前項の委託料について、毎月●●日までに、様式○の～～により、甲に請求するものとし、甲は、毎月●●日までに、その額を、乙に支払うものとする。

（委託期間）

第４条 この契約の委託期間は、令和２年●●月●●日（契約の開始日）から令

和3年3月31日までとする。

（業務の内容 申請受付）

第5条 乙は、毎月末日までに、介護サービス事業所・施設等（実施要綱3（1）

①の介護サービス事業所・施設等（実施要綱3（2）ア（ア）（I）のただし書きを含む）のうち、乙が介護報酬の支払いを行うものをいう。以下同じ。）からの送信又は磁気媒体若しくは書類の郵送により、～の様式による申請書（以下単に「申請書」という。）を受け付ける。

2 乙は、申請に係る情報のうち、甲の支払決定に必要なものを抽出し、支払可の事業所（申請書様式●）と支払不可の事業所に分類した一覧を作成する。

3 乙は、前項の一覧、申請書及び支払不可事業所の情報を、申請を受けた月の翌月の●日までに甲に送付しなければならない。

（業務の内容 支援金及び慰労金の払込）

第6条 甲は、前条の一覧、申請書及び支払不可事業所の情報の送付を受けたときは、速やかに支払決定に係る審査を行うとともに交付額を決定し、その結果を、毎月●日までに、申請を行った介護サービス事業所・施設等に送付する。

2 甲は、前項の決定の後、乙に対し、同月●日までに支払決定事業所及び交付額の一覧を送付したうえで、同月●日までに交付額の合計額を支払うものとする。

（業務の内容 介護サービス事業所・施設等への支払）

第7条 乙は、前条の一覧の送付及び支払を受けたときは、速やかに、当該一覧に従い、一覧に掲載された介護サービス事業所・施設等に支払通知書を送信又は郵送するとともに、第5条の受付の翌月の●日までに入金されるよう、金融機関に当該介護サービス事業所・施設等宛ての支払指示を行う。

（業務の内容 支援金及び慰労金の払込の報告）

第8条 乙は、前条の支払を行った月の翌月の●日までに、支払を行った月の介護サービス事業所・施設毎の支払額を、甲に報告する。

（契約保証金）

第9条 甲は、乙の契約保証金については、免除する。

（再委託）

第10条 乙は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる際は、あらかじめ甲の承認を得るものとする。ただし、委託業務の全部を第三者に委

託し、又は請け負わせてはならない。

（業務の報告）

第 1 1 条 甲は、必要があると認めるときに、乙の関係帳簿を閲覧し、又は乙に必要な説明を求め、若しくは報告を求めることができるものとする。

（契約の解除）

第 1 2 条 この契約において、当事者のいずれか一方がこの契約による義務を履行しないため、その業務の遂行に著しい支障を来し、又は来すおそれがあると認めるときは、対応する相手方は、●か月間の予告期間をもって、この契約を解除することができるものとする。

（業務の遂行）

第 1 3 条 乙は、天災その他やむを得ない理由により、委託業務の遂行が困難となったときは、速やかにその旨を申し出るものとする。

（個人情報の保護）

第 1 4 条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「〇〇（都道府県ごとの個人情報規定を添付）」を守らなければならない。

（疑義等の解決）

第 1 5 条 この契約に定める事項に疑義を生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、決定する。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その 1 通を所持する。

令和 2 年●●月●●日

甲 ●●県
代表者 ●●県知事《 名 前 》

乙 《 住 所 》
●●県国民健康保険団体連合会
代表者 理 事 長《 名 前 》